

東ドイツ国家保安省による教会内活動に対する措置 の変化：ゲラ県ルードルシュタット郡の事例を中心に

村上，悠
九州大学大学院法学研究院：助教

<https://doi.org/10.15017/2559052>

出版情報：九大法学. 118, pp.101-128, 2020-03-13. Kyudai Hogakka i
バージョン：
権利関係：

研究ノート

東ドイツ国家保安省による教会内活動に対する措置の変化

— ゲラ県ルードルシュタット郡の事例を中心に —

村 上 悠

はじめに

本稿はドイツ民主共和国（Deutsche Demokratische Republik、以下東ドイツ）における、体制側からの教会内活動の妨害措置の変化について論じるものである。1949年10月に誕生した東ドイツにおいて、指導政党であるドイツ社会主義統一党（Sozialistische Einheitspartei Deutschlands、以下 SED）の下、社会主義国家建設が目指されることとなった。東ドイツ社会の大衆組織には SED の基盤組織が置かれ、党による指導の貫徹が目指されていた。こうした中で、東ドイツの福音教会は、第二次世界大戦後に組織された全ドイツ的な福音教会組織であるドイツ福音主義教会（Evangelische Kirche in Deutschland、以下 EKD）の一部であったことから、この基盤組織を通じた指導下にはおかれていなかった。これは東ドイツの福音教会組織が、EKD から分離し東ドイツ福音主義教会連盟（Bund der Evangelischen Kirchen in der DDR、以下 BEK）として独立した後も同様であった。そのため東ドイツの福音教会は、東ドイツにおける唯一の自立組織であるとみなされてきたのである。さらに東ドイツにおける福音教会は、体制に批判的な人々の拠点として機能し、80年代からの平和・

環境・女性運動や89年の転換期に際して、国内の大規模なデモ活動の拠点にもなったとされてきた⁽²⁾。

こうした教会内での活動の中心となっていたのは、規模の面でも人員の面でも、1980年代前半までは東ドイツ南部のテューリングン (Thüringen) 地方のゲラ県 (Bezirk Gera) に属するイエナ (Jena) などであった。ここから80年代を通じて、活動の中心はベルリンやライプツィヒへと移っていったとされている⁽³⁾。また、80年代の教会内の活動にとって重要であったのは、78年3月6日にBEK代表アルブレヒト・シェーンヘル (Albrecht Schönherr) とSED書記長エーリッヒ・ホーネッカー (Erich Honecker) との間で行われた首脳会談であるとされてきた。この78年3月の首脳会談は、SEDが教会の活動の「独自性」を限定的にとはいえ承認したことで重大な決定とされている⁽⁴⁾。この首脳会談は東ドイツにおける教会の平和に対する貢献とその価値を認め、教会が体制批判活動の拠点となる余地を生むことになった。そのため、教会における平和運動が活発化し、80年代初頭には「自立的平和運動」として展開され、最終的には89年の転換期につながる要素としてみなされてきた⁽⁵⁾。また、このことから教会が、東ドイツにおける体制批判運動を保護していたとみなす研究もある⁽⁶⁾。

先に述べたように、教会内の活動の中心は80年代を通じて、テューリングン地方からベルリンやライプツィヒへと移ることになった⁽⁷⁾。テューリングン地方においては、1960年代末から70年代においても活発な活動が展開されており、これが80年代前半まで継続していた⁽⁸⁾。このようなテューリングン地方から、活動の中心が移動した要因を検討することは、89年の転換期の運動が、なぜベルリンやライプツィヒで発生したのかを考える際に、重要であると考えられる。ただ、従来の体制批判運動研究においては教会内で活動していた人々の行動が主な議論の対象とされ、こうした移動についても教会内部の人々の選の結果として説明されてきた。そのため、彼らの置かれていた制度的、環境的な要因との関係について

十分な議論がなされていない。一方、SEDによる支配に関する研究において、国家と教会との関係に関して、先に述べた78年3月6日以降も、教会内の活動をコントロールするという目的に変化がなかったことなどは指摘されているが、⁽⁹⁾具体的な措置が教会内の活動に与えた影響について十分な議論はされていない。また、東ドイツの秘密警察組織である国家保安省（Ministerium für Staatssicherheit）研究においても、非公式協力者（Inoffizieller Mitarbeiter、以下IM）を教会内に多数送り込み、様々な局面において教会内の活動に対処していたことは90年代の研究においても明らかにされていた。⁽¹⁰⁾こうした監視行動は、東ドイツ各地の体制批判な活動の活動領域を限定するものと考えられ、東ドイツ全体で見た際の教会内の活動の中心の移動とどのように関係するののかについては議論されてこなかった。⁽¹¹⁾そのため、教会内の活動の中心の移動について、体制側の措置の変化といった観点から言及した研究は管見の限り見当たらない。⁽¹²⁾

以上を踏まえて、本稿では東ドイツにおける福音教会に対する措置の変化について戦後から1980年代末まで検討を行う。まず第1章において、戦後の東ドイツにおける教会政策の基本方針が決定されるに至る過程を確認する。次に第2章においては、68年に制定された新憲法の下、70年代の教会の活動に対してどのような措置が取られたのかについて、テューリンゲン地方ゲラ県ルードルシュタット郡のブラウンスドルフの活動を対象に検討を行う。最後に第3章では78年3月6日首脳会談以降、80年代後半における教会における活動への措置について、同じくゲラ県ルードルシュタット郡のルードルシュタット市の活動について検討を行う。なお、2章と3章でのルードルシュタット郡の活動への措置については、1993年にカタリーナ・レンスキーらによって刊行された史料集『もう一つの歴史』を主に使用する。この史料集は、特にゲラ県における教会内への措置に関する国家保安省の決定や、IM投入に関する命令がまとめられている。⁽¹³⁾こうした史料を用いつつ、この地域における教会に対する措置について検討を行うものとする。

第一章 東ドイツにおける教会政策の基本方針と具体的措置

第一節 基本方針の確定

第二次世界大戦後、後の東ドイツとなる地域は、ソ連による統治下に置かれることとなり、再建が進められた。1940年代のソ連占領地区におけるキリスト教と教会への対応は、表向きには比較的寛容といえるものであった。46年6月に開催された、SED中央評議会の文化教育部門における教会に対する態度表明において、信仰の自由の保障と、信仰と社会主義とは両立しうるものであることが確認されている。さらにこの態度表明は、すべての地方組織にまで通達されている⁽¹⁴⁾。46年9月から10月にかけて行われたソ連占領地域における地方議会選挙の選挙戦の中でも、SEDは、SEDがキリスト教徒にも開かれていることだけでなく、教会に対しても「絶対に寛容する」ことを約束している⁽¹⁵⁾。

以上のようにソ連占領地域時代においてSEDは、少なくとも表面的には宗教に対する寛容の姿勢を表明しており、目立った教会に対する措置も講じることはなかった。しかしながら、1947年に首相オットー・グローテヴォール (Otto Grotewohl) は、大統領ヴィルヘルム・ピーク (Wilhelm Pieck) に宛てた書簡において、教会に対する寛容な姿勢は教会が党と対立しない限りにおいて維持されるものであり、教会が党への対立的立場を表明するのであれば、教会との対決を躊躇しないことを述べている⁽¹⁶⁾。

こうした状況下で、EKD側での大きな方針の転換が行われることとなった。EKDは全ドイツの20のラント教会 (Landeskirche)⁽¹⁷⁾の連合組織であり、1945年8月に結成された⁽¹⁸⁾。49年1月からEKDの議長に選出されていたオットー・ディベリウス (Otto Dibelius) は反共産主義を掲げており、49年6月9日に、共産党一党支配を掲げる共産主義国家と教会との協力はありえないとする信徒に対する書簡を発表したのであった⁽¹⁹⁾。

こうした教会側の姿勢に対して、SEDもまた教会に対する方針を変更

することとなる。ディベリウスの書簡が公表される以前の1949年4月6日には、既に教会に対する新たな措置に関する協議が行われており、各種メディアを通じた宗教の非科学性を非難するプロパガンダの拡大が、決定されている⁽²⁰⁾。その後、49年10月7日、「ドイツ人民評議会」において、憲法が採択され、これによってソ連占領地域にはドイツ民主共和国が成立することとなった。建国の際に制定された憲法の第40条及び44条において、学校教育における宗教教育の権利が規定されるなど、教会に対して比較的寛容な文言は残されていた⁽²¹⁾。しかしながら、この時点において既に教会に対するSED側の姿勢は大きく変更していたのであった。

1950年以降、教会勢力の影響力の伸長はSEDにとっての脅威になりうるとされてお⁽²²⁾り、50年8月22日には教会問題に関する基本戦略の決定がなされた。ここでは、ブロック政党や大衆組織を通じて、東ドイツの教会が東ドイツに対する批判を展開しないように圧力を行使することが決定された。そして、この指示はグローテヴォールの下、地域レベルにまで通達されることが決定されている⁽²³⁾。

この基本方針の決定以降、SEDは教会組織への圧力を強化するようになった。その際、対象には聖職者だけでなく、信仰告白を行った学生や教職員といった学校関係者も含まれていた。1951年にはこうした教会に対する圧力はさらにエスカレートしており、SEDの指導部は公の場で、教会の青年グループを西側のスパイであると非難している⁽²⁴⁾。53年に入るところにはこうした圧力はさらに強化され、教会が所有していた研修施設や保育施設の没収、教会関係者の逮捕、投獄が行われ、およそ3000人のキリスト教徒の学生が学校を去らなければならなかったとされている⁽²⁵⁾。

こうした東ドイツにおけるキリスト教徒及び教会に対する圧力について、1953年6月2日から4日にかけて行われたソ連共産党の中央委員会幹部会に際して、方針転換が要請された。この会議に出席していたウルブリヒト（Walter Ulbricht）、グローテヴォール、オエルスナー（Fred Oelßner）というSEDの最高指導者たちに対して、ソ連側は深刻な教会と

の闘争について注意と、「新コース」への方針転換を促した。さらに、ソ連は、SED に対して「新コース」化の枠内で教会に敵対的な措置を撤回し、「教会の反動的な影響力」を抑止するために、弾圧の代わりに十分に検討された啓蒙活動と文化活動を行うべきであるとの指導を行った⁽²⁶⁾。この「新コース」化の要請に基づいて、53年6月10日に国家と教会に関するコミュニケが発表され、これによってキリスト教徒であることを理由として処分を受けた学生や教員の復学、復職及び拘束を受けた聖職者の解放、一部を除く教会財産の返却が実施された⁽²⁷⁾。

1953年6月10日のコミュニケの発表によって、直接的な教会への圧力は一旦終了することとなった。それでも、53年6月17日の蜂起においては、聖職者や学生も蜂起に加わっており⁽²⁸⁾、SED による教会に対する抑圧的な姿勢もまた断念されなかった。そして、54年3月14日に中央委員会において、「教会問題に関する党の政策 (Die Politik der Partei in Kirchenfrage)」が決定されることとなった。この決定において、教会は依然として西ドイツの政策を支持する組織として扱われ、教会内に対する「啓蒙」が必要であることが指摘されている⁽²⁹⁾。その上で以下の方針が示された。

「a) 党指導部は以下のことに努力しなければならない。体系的な活動を通じてキリスト教徒の中で、キリスト教徒がドイツ国民の生活問題の解決に際して協力するというのを約束させることである。その際、反動的勢力は隔離されなければならない。

県及び郡の書記局は以下の措置を実行する。すなわち、あらゆる進歩的勢力のグループ、とりわけ選び出された教会組織内の教会幹部、例えば教区の評議会、下級ないし中級の聖職者などの勢力が、恒常的に拡大されるような措置である。県及び郡の書記局はその際宗教共同体における進歩的勢力を支援し、彼らの影響が強固なものとなり、さらに確固たるものになることに助力する。[…]

ここで語られている「進歩的」とは、SEDの方針に対して同調的であることを示している。すなわち、従来のように直接的な圧力によって教会の影響を排除するのではなく、教会内部に党の方針に同調的な勢力を形成し、拡大させることにより、教会によるSED批判を弱体化させることが目指されることとなった。

同委員会では以上の方針の転換に加えて、教会問題に対応する専門の部局を設置することについての提案が行われた。⁽³⁰⁾この決定に基づいて中央委員会内においては「教会問題の作業グループ (Arbeitsgruppe Kirchenfragen)」が設置され、以降教会問題に対応することとなった。⁽³¹⁾

以上述べてきたように、ソ連占領期における教会政策は、表向き寛容な対応がとられていた。しかしながら、EKDによる共産主義批判に応じて直接的な圧力が行使されることとなった。こうした圧力に対してはソ連側からの指導が入り、他の様々な分野とともに、「新コース」への転換を迫られた。そして、1954年3月14日の中央委員会決定により、新しい教会政策の基本方針が定められ、教会問題を専門とする部署も設置されることとなったのであった。

第二節 内部からの分断

1954年3月14日の決定においては、新たな基本方針の決定と専門部署の設置に加えて、教会の社会的影響力の排除が目標とされた。この目標の達成にあたり、成年式 (Jugendweiche) と呼ばれる新たな式典の導入が決定された。当時、小学校を卒業した子供が社会の成員になるにあたり、それを祝福する儀式として、福音協会の主催する堅信式か、カトリック教会が主催する聖体拝領式が存在していた。そのため、教会は社会に対す影響力を維持することができていると、評価されていた。⁽³²⁾54年7月6日には、成年式の準備と実施に向けての委員会設置が決定され、⁽³³⁾55年3月27日に第一回の成年式が、ベルリンで開催された。成年式参加者の数は徐々に増加することになり、58年の段階で、成年式に出席する子供の

割合は90%を超えるようになったとされる⁽³⁴⁾。

1960年代に入ると、54年3月14日の決定に基づく教会内の「進歩的」勢力の形成と拡大に関しても、具体的な措置が取られた。この時期から SED 側は、国内に存在する8つのラント教会に対して個別に方針を定めるようになっている。これはラント教会ごとに扱いに差をつけることで、ラント教会間の連携を分断し、さらには EKD 内での阻害要因として活用することが目指すものであったとされている⁽³⁵⁾。

この分断に関して、SED が優遇する対象として有力な候補となったのが、テューリンゲンラント教会であった。この点について1963年7月16日の SED 中央委員会政治局会議の決議において、テューリンゲンラント教会の代表であるミッツェンハイム (Moritz Mitzenheim) は、教会内における SED の国家指導に同調的な人物であると評価されている。さらに、このことは西ドイツおよび、東ドイツ国内の教会指導部にとって都合の悪いものになると評価されていた⁽³⁶⁾。64年8月18日にアイゼナハ (Eisenach) のヴァルトブルク城において開催された、ミッツェンハイムとウルブリヒトの会談は、以上の評価をより具体化するものであった⁽³⁷⁾。この会談において、ウルブリヒトはテューリンゲンラント教会に優先的な地位を与えることを約束し、政府との直接的な交渉権限を与えることを決定している。さらに、この会談は東西ドイツ双方において、ラジオ放送を通じて報道された。SED は、ノイエス・ドイッチュラント紙のような機関紙も通じて、この会談の肯定的意義についてのプロパガンダを行った。64年9月3日に作成された、ウルブリヒト宛の SED 中央委員会の教会問題担当グループの内部資料において、こうした様々な報道に加えて、ミッツェンハイムの行動に対して肯定的な見解を提示する牧師の存在が示されている。これと同時に、EKD 評議会において、西ドイツ側の教会指導部はミッツェンハイムが会談に臨んだ「独断専行」に関する議論を行っていることが報告されている⁽³⁸⁾。このように SED 側はミッツェンハイムへの優遇を通じて教会組織内の対立を画策していたのである。

1960年代においては、ミツェンハイムの例にみられたような、ラント教会内でSEDに協力的な勢力を作り出す試みと同時に、教会内への監視のシステムも整備されることとなった。64年には中央の国家保安省内に新たに中央第20局（Hauptabteilung XX）が設置され、この局は国家組織、芸術、文化、教会、反対派に対する監視を専門としていた。教会の担当は第20局4課であり、各県の国家保安省の活動を統括する地方管理当局（Bezirksverwaltung）にも同じく第20局が設置されることとなった。第20局4課は、教会及びその他の宗教共同体の問題を処理し、組織的な体制批判ないし敵対的な行動を阻害することが目的とされた。この目的達成にあたっては、国家保安省が取りうるあらゆる手段が許容された。電話の盗聴から郵便物の検閲、情報の入手や内部のかく乱、場合によっては破壊を目的とした、教会内のグループへの人員の潜入などの措置が予定されていた。特に潜入にあたっては、IMが大きな役割を果たすこととなり、以降その数を増やすこととなった。⁽³⁹⁾

このように1960年代においては、SEDに対して同調的な勢力を教会内に形成すると同時に、教会の監視体制の整備も進められることになった。次章では新憲法制定以降の教会に対する措置について、ゲラ県における事象を対象に検討を行う。

第二章 68年憲法制定下における教会内への圧力

第一節 68年憲法の制定と教会組織の再編

1968年には、新たな憲法の制定が行われた。68年2月に新しい憲法の草案が公表され、「国民対話」を経た4月6日の国民投票の結果、新憲法が採択された。⁽⁴⁰⁾ この68年の新憲法はその第1条において、SEDの政治における指導的役割を明確に規定した。⁽⁴¹⁾ その一方で第20条においては「ドイツ民主共和国の各市民は、民族、人種、世界観的または宗教的信条、社会的

出自および社会的地位にかかわらず、平等の権利及び義務を有する。良心及び信仰の自由は保障されている。」と規定されていた。⁽⁴²⁾しかしながら、国家保安省による監視などには変更は見られず、こうした規定は形式的なものであったといえる。

新憲法の制定は教会組織にも変化をもたらすこととなった。前述の通り、東ドイツの福音教会はEKDの一部であり、EKD内での東西の教会組織の連携や、場合によっては共同での東ドイツへの批判を展開していた。⁽⁴³⁾ところが、1968年の新憲法において、国内の組織が活動可能な領域は国内に限られるとされたことにより、東ドイツの福音教会は、西側のEKDとの関係を、少なくとも公的な領域においては解消しなければならなくなったのである。⁽⁴⁴⁾

この1968年の憲法と東西ドイツの教会の協力の問題について、東ドイツ政府の立場を明確にしたものとして、68年7月18日に教会問題担当次官による声明が発表されている。⁽⁴⁵⁾この声明においては、東ドイツの教会の活動について、東ドイツにおける教会と宗教共同体の任務は、東ドイツ国民の信仰心の充足であるとされた。そのうえで、この声明は、すべての聖職者が社会主義国家の成員としての意識をもって行動することを期待し、東ドイツの聖職者が、憲法並びに東ドイツのその他の法に対して従属することを要求した。同時に、西ドイツ政府の目的に沿った教会の利用を非難し、西ドイツの教会との協力関係を否認した。⁽⁴⁶⁾

こうした福音教会の活動領域をめぐる議論において、ミツェンハイムは、新憲法草案が発表された1968年2月の段階で「東ドイツの国境は教会の組織上の活動範囲と一致する」と述べており、福音教会の活動領域の限定を容認していた。⁽⁴⁷⁾さらに、東ドイツの教会の立場についても「我々は社会主義と対立する教会ではない。むしろ我々のDDRの国民のためにあるのだ。」と発言したとされている。この発言は先述の7月18日の声明においても引用され政府の見解を擁護するものとして使用されている。⁽⁴⁸⁾

こうした状況の下で、1968年6月5日に新しい東ドイツ地域における福音主義教会組織の設立に向けての委員会が設置された。この1年後の69年10日に、東ドイツ地域の8つのラント教会の合同組織として、BEKが発足することとなった。指導部としてはKKLが引き続きその役割を引き受け、初代議長としてシェーンヘルが就任した。このように、1968年の新憲法制定に伴い、教会組織においても新たな組織形成がなされた。BEKの設立によって教会組織は西ドイツのEKDと公式には別組織となり、独自の国家との関係の構築を図ることとなった。⁽⁴⁹⁾

次に、このような状況の変化の下、地方の教会でSEDにとって不都合とみなされた活動やその活動の主権者に対して、どのような措置が取られたのかについて検討する。

第二節 新憲法下における教会への圧力

1960年代末から、東ドイツ南部テューリンゲン地方のゲラ県に属するルードルシュタット郡の小村であるブラウンスドルフの教会では、日曜日のミサを利用した青年の音楽集会在開催されていた。⁽⁵⁰⁾これを主催していたのは、この地域の青年監督役を務めていたヴァルター・シリング(Walter Schilling)という牧師であった。シリングの主催する集会には、1970年以降は東ドイツ各地から学生が集まっており、近隣都市であるイエナをはじめ東ドイツ各地の教会の青年活動に強い影響を与えていた。⁽⁵¹⁾こうした活動により、シリングはテューリンゲン地方における青年グループを拡大する中心的人物とみなされていた。⁽⁵²⁾73年1月のルードルシュタット郡の評議会に際して、シリングの活動はSEDにとって「不定的(negativ)」影響をおよぼすものであるとの評価がなされ、国家保安省からも「敵対的(feindliche)」であるとみなされている。⁽⁵³⁾

国家保安省による調査においてもシリングの活動は問題のある行動とみなされていた。シリングの活動に対してはIMを通じた調査が行われ、シリングに対する措置に関する作戦実施計画(Operativer Vorgang、以下

OV) が策定された。1974年1月8日に国家保安省のゲラ県当局 (Bezirksverwaltung) によって策定された「作戦実施計画『リアクツィオネーア』(OV“Reaktionär”)⁽⁵⁴⁾」は、シリングに対する聞き取り調査から、IMを通じた工作まで多岐にわたり、その目的はシリングの活動を崩壊させることであるとされた。⁽⁵⁵⁾この間、74年4月18日には人民警察を通じて、シリングの施設に学生が宿泊していたことに対して苦情が寄せられた。⁽⁵⁶⁾こうした報告なども利用したうえで、ゲラ県当局はシリングに対する最終的な計画を決定した。⁽⁵⁷⁾

「作戦実施計画『リアクツィオネーア』を成功させるためには以下の段階が必要不可欠である。すなわち、

第一段階：

最初の段階には以下のあらゆる措置が含まれる。その措置とは収集された証拠品を使用することで、破壊のプロセスを開始するものである

第二段階：

この段階においては開始された破壊のプロセスを支援するような諸措置が実施されなければならない。こうした措置を手段とすることで、ラント福音教会側で実施される審査の際に、『リアクツィオネーア』へのさらなる信用失墜がもたらされることとなる

第三段階：

ラント福音教会が行った決定により『リアクツィオネーア』が影響力を發揮することを阻止する措置が講じられる […]

ここで引用した箇所の後には、各段階で講じられる措置がより詳細に説明されている。特に第三段階は、具体的措置について、「ラント教会によって講じられた措置と、さらなる『リアクツィオネーア』の措置の続行についての決定に基づく」とされており、最終的なシリングの処分を教会の決定に基づいて行い、行動可能性を断つことが予定されていた。⁽⁵⁸⁾

この計画を受けて、ルードルシュタット郡の衛生設備の監査局によって、シリング達が活動している施設の衛生状態についての査察が7月29日に行われている。この査察において、シリングたちが使用している青年ホームの各部屋、洗面所、トイレ、バスルームなどの衛生環境ならびに滞在している青年たちの身だしなみについて検査が行われている。その上で、「ルードルシュタット郡における衛生設備の衛生管理の面で最悪のものである」として「目下の状況をこれ以上存続させることはできない」と結論付けている。⁽⁵⁹⁾しかしながら、シリングが活動していた青年ホームは特殊な衛生設備ではないにもかかわらず、この監査において適用されていた基準は病院などの衛生施設に対するものであった。⁽⁶⁰⁾

さらに、ブラウンスドルフの施設の問題状況について、高位の国家的地位にある人物からの非難が、テューリンゲンラント教会代表のインゴ・ブレックライン（Ingo Braecklein）⁽⁶¹⁾に通達された。この非難については8月21日にシリングを招聘したうえで通知された。これに続けて、8月26、27日にラント教会評議会において、シリングの問題への対応が協議された。そしてこの評議会において最終的に以下の決議がなされることとなった。⁽⁶²⁾

「もっとも重要な議題は、シリングの件について議論を行うことであった。〔…〕

以前に提出されたブラウンスドルフの研修ホームの最新の衛生監査の記録が議論の本質的な構成要素を形成した。

会議の結果、ラント教会評議会は全会一致で以下の結論を下した。

- 1 郡の青年監督職にあるシリングに対して戒告処分を行うこと
- 2 ブラウンスドルフの研修ホームはラント教会評議会によって直ちに効力をもって閉鎖される
- 3 牧師シリングには以下の命令を与える。直ちに新しい赴任先に応募すること、その際場所の選択は本人に一任する。ただし、新たな赴任

先では今回のような意味でのいかなる種類の青年活動も運営しないことを条件とする。

シリングによって命令違反ないし命令の拒否がなされた場合にはテューリンゲン教会法42条に基づいて強制的な配置転換を行う。ブラウンスドルフの牧師職は改めて公募を行う。」

この決定は、シリングをブラウンスドルフにおける活動から排除するとともに、これ以降同様の青年活動に関与させないことを明確に示している。すなわち、先に決定されたシリングに対する作戦実施計画の方針に沿ったものであった。

この評議会の決定を受けて、ブラウンスドルフの施設は閉鎖されることとなった。しかし、この決定に対しては多数の抗議が寄せられた。シリング自身の異議申し立ての他に、ホームの衛生環境改善の報告、多数の請願書が提出されたことにより、シリングの処分は再検討されることになった。⁽⁶³⁾ こうした教会組織内からの反対を受けて、1974年12月19日に行われた教会評議会において、シリングに対する措置の限定的な緩和が決定された。この決定により、シリングは青年監督の役職からは離れることとなったものの、ブラウンスドルフにとどまることが可能になった。⁽⁶⁴⁾ さらに、青年ホームも75年1月から再開されることとなった。⁽⁶⁵⁾

以上みてきたように、体制に対して不都合であると判断されれば、テューリンゲン地方の小村における青年集会の主催者であったシリングに対しても強い圧力が行使されていた。この時期において、対象となる人物の排除は、教会組織への圧力も利用し、最終的に教会内部での処分に基づいて、活動可能性を断つことが目標とされていた。ただし、シリングに対する処分は最終的には教会内部での反対意見により緩和され、体制側の目標は完全には達成されなかった。そのため、この地域での活動は70年代後半においても継続されることとなった。次章では78年の3月6日の首脳会談以降の措置について検討していきたい。

第三章 1980年代における教会運動への対応

第一節 1978年3月6日の首脳会談

既に述べたように、1978年3月6日にホーネッカーとBEK代表のシェーンヘルとの会談が実施された。この会談が実現する背景には二つの要因があったとされている。一つ目はこの時期の国際関係を踏まえ、政府が、教会に新たな役割を期待するようになったことである。70年代後半には、冷戦構造が再び激化しており、西ドイツにおけるミサイル配備問題をはじめとして軍事的緊張も高まっていた。これに対して政府は、教会を西側の批判者として活用しようとしたのであった⁽⁶⁷⁾。二つ目は牧師オスカー・ブリューゼヴィッツ（Oskar Brüsewitz）の焼身自殺であった⁽⁶⁸⁾。ブリューゼヴィッツは「学校の子供たちと青年に対する圧力を理由として、東ドイツの教会は社会主義を非難する」と書かれた横断幕を掲げ、1976年8月18日に焼身自殺した。当初政府は、ブリューゼヴィッツを精神病患者と見なし、問題の鎮静化を図ろうとしたが、こうした態度が教会側の反発を呼ぶことになった。ブリューゼヴィッツの焼身自殺以降、問題解決のための協議が継続して行われ、首脳会談が実現することとなったのである⁽⁶⁹⁾。

この会談においては、教会と国家の関係に関する様々な問題が扱われた。その内実は、教会の再建計画、教会によるラジオ、テレビ放送、1983年に予定されていたルター生誕の記念式典の開催、服役中の受刑者に対する信仰的理由からの支援、教会職員として勤め上げた人々に対する老齢年金、書籍や雑誌の輸入、教会の保育所、教会所有地の経営に関する問題、教会の墓所、国営の老人福祉施設での宗教的活動、という10項目であり、これらに関する合意が成立した⁽⁷⁰⁾。そして、この会談の結果、SEDは「社会主義の中の教会」としての東ドイツ福音教会に対し、「国民の幸福についての我々の政策の最も根幹に位置する、人道的な目的の実現に

向けて貢献していく可能性」を開いていくことを確認した⁽⁷¹⁾。つまり、国家による容認という形ではあるが、SEDはこの会談に際して、東ドイツにおける福音教会の価値を認めたのである⁽⁷²⁾。

他方で国家保安省等による監視については、1976年1月に作戦実施計画の基本方針として、「方針1/76番、作戦実施計画の展開と処理について (Richtlinie Nr. 1/76 zur Entwicklung und Bearbeitung Operativer Vorgänge)」が設定された。この中で、作戦実施計画は要注目人物に対する最高度の監視措置として位置づけられており、この措置の積極的な実施により国家に対して敵対的な人物、グループの影響拡大と、その活動による不利益などの防止が期待されるとみなされていた⁽⁷³⁾。作戦実施計画の実行にあたっては、IMが重要な役割を果たすことが予定されていた。IMは対象人物との接触を通じて可能であれば体制側への勧誘を行い、勧誘が不可能であると判断された場合には活動の妨害を行った。妨害に当たって有効な手段とされたのは、流言などを用いた人間関係の不安定化や破壊であった⁽⁷⁴⁾。

1978年3月の会談はこうした国家保安省による監視の方針に対して大きな変更を加えることはなかったが、それでも80年代半ばに入ると、改めて国家と教会の関係に関する原則が定められた。そのなかでは、教会をあくまで純粋な宗教組織に留め、組織的な体制批判の拠点とさせないことが確認されている。そして、教会が国家に対して敵対的なグループの拠点となった場合でも「その時には、国家保安省の行動に際して教会との闘争は重要ではなく、むしろ1978年3月6日以来歩んできた、共同で維持されてきた道を安定させることが重要である」とされた⁽⁷⁵⁾。このように78年3月6日の会談は国家保安省の活動にも影響しており、教会という組織との対立は重要視していないことが示されている⁽⁷⁶⁾。

以下ではこうした原則の下でどのような措置が取られていったのかという点についての検討を、ゲラ県ルードルシュタット郡における集会を事例として検討を行う。

第二節 80年代後半における教会内の運動への措置

1980年代前半において、テューリンゲン地方では様々な活動が展開された。なかでも、ルードルシュタット郡に隣接するイェナ郡の中心であるイェナ市においては、83年に「剣を鋤に (Schwerter zu Pflugscharen)」の沈黙円陣行動とデモ行進が行われたほか、「白いサークル (Weiße Kreis)」⁽⁷⁷⁾と呼ばれる出国運動グループの沈黙円陣行動が発生した。この「白いサークル」の活動は西側メディアを通じて東ドイツ各地に報道され、これを模倣した活動が広がっていった。こうした活動に対して、体制側の圧力もまた強力なものとなっていった。

こうした状況下で、1986年6月に、ルードルシュタットにおいて「ユージェント86 (JUGEND 86)」と呼ばれる青年の集会在開催された。この集会はシリングと、特に70年代後半からシリングと行動を共にしていた、ルードルシュタットの青年監督牧師ウヴェ・コッホ (Uwe Koch) が中心となって主催したパンク・カルチャーのための集会であった。この2人は78年と79年に「ジューン78 (JUNE 78)」、「ジューン79 (JUNE 79)」という青年集会を開催していた。そのためシリングに対しては新たな作戦実施計画「シュピネ (OV“Spinne”)」、コッホ及びコッホとともに「アルテンドルフ平和サークル (Altendorfer Friedenskreis)」を主催していたコンラッド・ヤール (Konrad Jahr)、マルティン・スクリバ (Martin Scriba) らに対しては、作戦実施計画「クライス」(OV“Kreis”)⁽⁷⁹⁾が設定されていた。

この集会を主催するにあたって、ラント教会に対しては慎重な準備が進められており、テューリンゲンラント教会の代表ヴェルナー・ライヒ (Werner Leich)⁽⁸⁰⁾をはじめ、テューリンゲンラント教会による承認を受けて実施されている。こうした事前の手続きにもかかわらず、この集会に対する事前の妨害措置がとられており、コッホに対しては1986年6月13日にルードルシュタット郡評議会の文化部門担当者から300マルクの罰金の支払いが命じられている。これはコッホが編集を担当していた教会内の情報誌をめぐるものであった。これを受けて、テューリンゲンラント

教会の教会評議会委員ミツェンハイムが、これを正当なものと判断して、コッホに対して300マルクの罰金を科することを命じた。シリングに対してはさらに、ベルリンから国家保安省の担当者が出向し、ミツェンハイムとともに処分について協議を行っている。この協議に際してシリングに対しては名誉棄損ないし扇動罪での捜査を実施することが議論⁽⁸²⁾されている。

「ユーゲント86」終了後も両者への圧力は継続され、シリングは1986年のうちにこの地域での活動を断念し、ベルリンへと移ることになった。⁽⁸³⁾他方でコッホに対しては87年2月にさらなる作戦目標が設定された。ここではOVの対象者への「不安定化のプロセス」の継続と法的手段による教会内での戒告処分、地域内及び地域を超えた「敵対的で否定的」な活動の制限といった課題が設定され、こうした働きかけの到達点は次のように示された。⁽⁸⁴⁾

「教会による集会『ユーゲント86』の準備と実施の時点以来とりわけ強化されたOV対象者への作戦行動は■■■〔名前黒塗り〕の目に見える不安定化を導く。この不安定化とは次のことを示している。

— ■■■がルードルシュタット郡内で自身の目的を実現することが不可能であり、職業の上でも人間関係の上でも展望がないと自覚すること
〔…〕

— 彼の司牧会での活動及び開かれた青年活動の枠内での活動が最小限に制限されていること」

対象となる人物の名前については黒塗りがされているものの、「ユーゲント86」開催以降に措置が強化されたOV対象者としては、コッホ及びその関係者が該当すると考えられる。ここでは、OV対象者が自ら活動の継続が不可能であることを自覚する状態に至らせることが到達点であるとされている。これは、教会の決定に基づいて措置を講じようとして

いた70年代とは、異なるものであった。

コッホに対する措置には、IMを通じたものを中心として、ミッツェンハイムやライヒによる戒告処分も含まれていた⁽⁸⁵⁾。そして、1989年7月17日にコッホに対する作戦実施計画の最終報告が行われている⁽⁸⁶⁾。

「4. 第3項の枠内で実施されたOV対象者への攻撃的作戦措置の結果以下のことが具体的に達成された。

OV対象者及びそのほかの『ユーゲント86』協力者は、ルードルシュタットにおいてこの種の催しをもはや実行し得ないという最終的な結論に達した

OV対象者はルードルシュタット郡においてもはやその目的を達成することは不可能であり、この地域において職業上、人間関係上の展望をもはや望みえないという個人的見解に至った

[…]

そのうえ以下のことが指摘されうる。すなわち、OV対象者は教会及び信仰共同体の他の役職者、責任者から距離を置かれている。このことは、コッホが計画したエキューメニカルな平和集会に誰も参加していないといったことから特に明らかである […]

以上のように、コッホはこの地域における教会関係者からは敬遠されるようになり、コッホ自身も、もはやこの地域においてこれ以上活動の継続は困難であるとの自覚に至ったと評価されている。このときコッホは、マゲデブルクへと異動することになっており、この報告において、さらなる措置の継続として、コッホに対する措置の情報をマゲデブルク県当局へと転送することが指示されている⁽⁸⁷⁾。

こうして、コッホは、それまで活動を行っていたルードルシュタットから、マゲデブルクへと異動することになった。しかしながら、コッホはマゲデブルクにおいて、ルードルシュタットと同じ青年監督牧師とし

て活動している。⁽⁸⁸⁾これは教会内で74年にシリングにおいて命じられるはずであった、異動先における活動の制限に関する決定などがなされていなかったことも関わっていた。実際に、コッホより先にこの地域を離れベルリンへと異動することになったシリングは、「下からの教会 (Kirche von Unten)」という教会内グループの代表となり活動を継続している。⁽⁸⁹⁾このグループはベルリンにおける様々な活動に関与し、89年秋の転換期における市民運動の中心となった「平和と人権イニシアチブ (Initiative Frieden und Menschenrechte)」や「新フォーラム (Neues Forum)」などを支援した。⁽⁹⁰⁾

1989年秋において、テューリンゲン地方における運動は、ベルリンやライプツィヒなどに比べると街頭での行動は遅れていた。それは行動を主催できる人物がこの地方を離れたことが一つの要因であったといえる。しかし、コッホやシリングの事例などでみられるように、80年代後半の教会内に対する措置は異動後の活動の継続可能性を完全に遮断するものにはなっていなかったのである。

おわりに

以上、東ドイツにおける福音教会内部に対する体制側の措置の変遷について検討を行った。まず、教会への措置は1953年6月以降の「新コース」化にとともない、それまでの直接的な圧力行使からの方針転換を図ることになった。54年3月14日の政治局決定によって、教会組織内部に体制側の協力者を形成することが重要な方針となり、60年代に入ると、テューリンゲンラント教会において代表司祭のモーリッツ・ミツェンハイムが協力者とされた。各地の教会組織内の批判的聖職者に対しては、体制側からラント教会に対して圧力を行使して排除を図っていた。78年3月6日に教会と政府の首脳会談が実施され、教会の東ドイツ社会にお

ける自立的地位が一定程度保証された後も、体制に不都合な人物の排除は教会内の協力者を通じて継続されており、ルードルシュタットにおける「ユーゲント86」のような大規模な集会に際して、集会を事前に阻止する試みや、主催者に対する圧力が行使されていた。

ここまで見てきたように、1954年以降の体制側の教会に対する基本的な戦術は、従来の研究においても指摘されてきたが、教会内部に体制に対して協力的な勢力を形成し、その勢力を利用して教会内部の、人物の排除を行うものであった。そして最終的に活動を機能不全に陥らせることを目標としていた。

しかしながら、国家保安省によって「敵対的」と見なされた人物を排除する方法に着目すると、1978年を境としてその手法に相違点があることを見て取ることができる。78年以前の教会組織内での敵対者の処分に際しては、教会組織に圧力をかけ、同種の活動を禁じる規定をつけることで、行動の可能性を封じようとしていた。一方で78年以降は教会組織との対立は積極的に行わず、敵対者個人が作戦の対象となっていた。そのことによって活動地域における活動の継続が不可能になったことを自覚させ、当該地域を離れ、国外、ないしは東ドイツ国内の別の地域へと移動させるという手法をとるという差異が存在していた。ただし、78年以降の措置は、異動後の行動可能性を完全に遮断することを可能にするものではなかった。このことが運動の中心的地域がテューリンゲン地方から他の地域へと移ることを可能にした要因の一つであったと考えられる。

本稿において、特にテューリンゲン地方における教会への措置についての整理を行った。しかしながら、本稿でみられたような措置の傾向が他の地域においても同様であるとは限らない。加えて、教会内部の活動も一様ではないため、教会内の活動に対する措置も、地域によって異なる展開が生じていた可能性は充分にあるといえる。紙幅の都合により、こうした点についての検討は別稿の課題となるが、今後は他地域におけ

る展開の検討と比較を通じて、研究のさらなる深化が重要となると考えられる。

注

- (1) Klaus Schroeder, *Der SED-Staat : Geschichte und Strukturen der DDR 1949-1990*, Köln 2013, S. 612 f. SEDの党構造は党大会において選出されたSED中央委員会が党の最高機関として存在し、ここから政治局 (Politbüro) 及び書記局 (Sekretariat) が選出された。政治局は国家のあらゆる領域における基本方針の設定を行い、書記局がこの基本方針に対する準備、実施、監督の役目を担っていた。国家機関として人民議会 (Volkskammer) が存在し、憲法において国家の最高機関とされていたが、実態としてこの位置づけは名目的なものであった。地方において、行政区画として15の県 (Bezirk) が置かれ、県は多数の郡 (Kreis) から構成されていた。県には県議員議会から選出される県指導部と書記局が置かれ、県の行政機関として県議会、評議会が置かれた。郡のレベルにおいても同様であり、郡指導部は大衆組織内の党の基盤組織 (Grundorganisation) の指導を行った。SEDの構造に関しては、ebenda, S. 483-523、及び山田徹『東ドイツ・体制崩壊の政治過程』日本評論社、1994年、23~55頁を参照。
- (2) 木村靖二、千葉敏之、西山暁義編『ドイツ史研究入門』山川出版社、2014年、196、200頁。
- (3) Bernd Lindner, *Wege in die Opposition, Widerständiges Verhalten in der DDR*, in: *Deutschland Archiv* 2014, Bonn 2015, S. 152.
- (4) Heinrich August Winkler, *Der lange Weg nach Westen, zweiter Band*, München 2000, S. 425-427; H・A・ヴィンクラー著、後藤俊明、奥田隆男、中谷毅、野田昌吾訳『自由と統一への長い道のりⅡ — ドイツ近代史1933~1990年 —』昭和堂、2008年、404~406頁; 山田、前掲書、228頁。
- (5) Ehrhart Neubert, *Geschichte der Opposition in der DDR 1949-1989*, Bonn 1997, S. 309 f.
- (6) Lindner, a.a.O., S. 151.
- (7) 80年代初頭までイエナと隣接するゲラ県ルードルシュタット郡のブラウンスドルフ (Braunsdorf) が教会における活動のメッカであったとする議論も存在する。Andreas Dornheim/Stephan Schnitzler, *Türingen 1989/90 : Akteur des Umbruchs berichten*, Erfurt 1995.
- (8) Uwe Hoßfeld/Tobias Kaiser/Heinz Mestrup, *Hochschule im Sozialismus : Studien zur Geschichte der Friedrich-Schiller-Universität Jena (1945-1990)*, Köln 2007; Katharina Lenski/Reiner Merker, *Zwischen Diktat und Diskurs :*

Oppositionelle Handlungsräume in Gera in der 80er Jahren, Erfurt 2006; Udo Scheer, Vision und Wirklichkeit : Die Opposition in Jena in den siebziger und achtziger Jahren, Berlin 1999; Ehrhart Neubert/Thomas Auerbach, »Es kann anders werden« : Opposition und Widerstand in Thüringen 1945-1989, Köln 2005; Henning Pietzsch, Jugend zwischen Kirche und Staat : Geschichte der kirchlichen Jugendarbeit in Jena 1970-1989, Köln 2005.

- (9) Schroeder, a.a.O., S. 613.
- (10) 山田、前掲書、239～247頁。
- (11) 国家保安省の研究としては、以下のものも参照した。Peter Boeger/Elise Catrain (Hrsg.), Stasi in Thüringen : Die DDR-Geheimpolizei in den Bezirken Erfurt, Gera und Suhl, Berlin 2018; dieselben, Stasi in Sachsen : Die DDR-Geheimpolizei in den Bezirken Dresden, Karl-Marx-Stadt und Leipzig, Berlin 2017; dieselben, Stasi in Sachsen-Anhalt : Die DDR-Geheimpolizei in den Bezirken Halle und Magdeburg, Berlin 2016; Jens Gieseke, Die Stasi : 1945-1990, München 2011; David Gill/Ulrich Schröter, Das Ministerium für Staatssicherheit : Anatomie des Mielke-Imperiums, Berlin 1991. John C. Schmeidel, Stasi : Shield and Sword of the Party, London; New York, 2008.
- (12) そのほか東ドイツの体制批判運動研究としては主要なものとして、以下の研究も参照した。Rainer Eckert, Opposition, Widerstand und Revolution : Widerständiges Verhalten in Leipzig im 19. Und 20. Jahrhundert, Halle 2014; Thomas Klein, »Frieden und Gerechtigkeit!« : Die Politisierung der Unabhängigen Friedensbewegung in Ost-Berlin während der 80er Jahre, Köln 2007; Detlef Pollack, Politischer Protest : Politische alternative Gruppen in der DDR, Opladen 2000.
- (13) Katharina Lenski/Angelika Schön/Thomas K. Grund/Uwe K. Kulisch/Uwe Petzold/Harry K. Zöller/Walter Schilling (Hrsg.), Die "Andere Geschichte": So bestehet nun in der Freiheit zu der uns Christus befreit hat (künftig, Die Andere Geschichte), Erfurt 1993.
- (14) Frederic Hartweg (Hrsg.), SED und Kirche : Eine Dokumentation ihrer Beziehungen (künftig, SED und Kirche), Band 1, Neukirchener 1995, S. 42 f.
- (15) Herman Weber, Die DDR 1945-1990, 5. Auflage, München, 2012, S. 18: ヘルマン・ヴェーバー著、斎藤哲、星乃治彦訳『ドイツ民主共和国史 — 「社会主義」ドイツの興亡 — 』日本経済評論社、1991年（本書は1988年に出版された Herman Weber, Die DDR 1945-1986, München, 1988の邦訳であり、第5版とは第1部の後半以降の構成が異なる。ここでは、叙述の共通する箇所を挙げている）、40頁。
- (16) SED und Kirche, S. 52.

- (17) “Landeskirche”は「領邦教会」ないしは「ラント教会」と翻訳される。しかしながら、領邦教会という訳語は神聖ローマ帝国時代の領邦国家と結びついた用語である。戦後ドイツ史においてはラント教会と訳するのが適切であると考えられる。訳語の選択に関しては、清水聡、「ドイツ民主共和国と『社会主義のなかの教会』 — EKD 分裂過程を中心に — 」『西洋史学』214号、2004年、53頁も参照。
- (18) Schroeder, a.a.O., S. 613. 20のラント教会のうちソ連占領地域には8つのラント教会が含まれており、8つのラント教会の指導部から構成される福音主義教会指導部協議会 (Konferenz der Evangelischen Kirchenleitung:KKL) がソ連占領地域における福音教会の指導部としての役割を引き受けていた。
- (19) 清水、前掲論文、131頁。
- (20) SED und Kirche, Bd. 1, S. 53 f.
- (21) Peter Maser, Die Kirchen in der DDR, Bonn 2000, S. 18.
- (22) SED und Kirche, Bd. 1, S. 56 f.
- (23) ebenda, S. 60.
- (24) Maser, a.a.O., S. 18-21.
- (25) Schroeder, a.a.O., S. 614.
- (26) ebenda, S. 613.
- (27) Maser, a.a.O., S. 22.
- (28) Neubert, a.a.O., S. 90 f. 「新コース」に基づいた政策は6月11日に具体化され、発表されたが、問題の一つであった労働者のノルマに関する施策が不十分であったことから6月17日のベルリンから始まる労働者の蜂起へと発展することとなる。6月17日蜂起については、Ilko-Sascha Kowalczuk, 17. Juni 1953, München 2013; 星乃治彦『社会主義国における民衆の歴史 — 1953年6月17日東ドイツの情景 — 』法律文化社、1994年等も参照。
- (29) Zit. nach: SED und Kirche, Bd. 1, S. 151. 54年3月14日の決定の詳細については、村上悠「ドイツ民主共和国における『開かれた活動』の史的研究」(九州大学大学院法学府博士学位論文、2019年)を参照。
- (30) ebenda, S. 153.
- (31) Schroeder, a.a.O., S. 614.
- (32) SED und Kirche, Bd. 1, S. 154.
- (33) Sitzung am 6. 7. 1954, in: SAPMO-BArch Protokoll des Politbüros des Zentralkomitees der SED DY 30/ J IV 2/2/371, Digitalisierte Bestände <http://www.argus.bstu.bundesarchiv.de/dy30pbpr/index.htm> (最終閲覧日: 2019/12/20)
- (34) Masear, a.a.O., S. 115.

- (35) 清水、前掲論文、133頁。
- (36) SED und Kirche, Bd. 1, S. 425 f.
- (37) 清水、前掲論文、134頁。
- (38) SED und Kirche, Bd. 1, S. 430-434.
- (39) Gill/Schröter, a.a.O., S. 45, 95.
- (40) Weber, a.a.O., S. 72 f.: ヴェーバー、前掲訳書、119～121頁。
- (41) 高田敏、初宿正典編訳『ドイツ憲法集 第7版』信山社、2016年、176頁。
- (42) 同上、184～189頁。
- (43) ジョン・W・デ・グルーチー著、松谷好明・松谷邦英訳『キリスト教と民主主義 — 現代政治神学入門 —』新教出版社、2010年、218～219頁。
- (44) 68年憲法第39条2項において、「教会その他の宗教団体は、ドイツ民主共和国の憲法および法律の規定に合致して、その行動を行う」と定められたことによる。高田、初宿編、前掲訳書、191頁。
- (45) SED und Kirche Bd. 2, S. 55-57.
- (46) ebenda.
- (47) Neubert, a.a.O., S. 171.
- (48) SED und Kirche Bd. 2, S. 55-57.
- (49) Maser, a.a.O., S. 25 f. BEKの独立過程においてもミツツェンハイムはSEDの擁護者として発言を行っている。BEKの独立過程については、清水、前掲論文を参照。
- (50) Neubert/Auerbach, a.a.O., S. 92 f. シリングの活動は東ドイツにおける教会の「開かれた活動 (Offene Arbeit)」の源流となっている。この「開かれた活動」は教会内の青年保護活動として東ドイツ各地で展開され、教会内の平和運動や出国運動、89年の転換期の国内の運動に大きな影響を与えていた。シリングによる活動と他の運動の関係に関する詳細は前掲「ドイツ民主共和国における『開かれた活動』の史的研究」を参照。なお、本稿で扱う体制側の措置は当該博士論文において、十分な議論が及ばなかった部分である。
- (51) ベルリン、ヴァイマル (Weimar)、ハレ (Halle)、ドレスデン (Doresden)、イエナ、ロストック (Rostock) など他県からも学生が集まっていたとされている。Gerbergasse 18, 66(2013)1, S. 5.
- (52) Pietzsch, a.a.O., S. 230 f.
- (53) Rat des Kreises Rudolstadt am 05. 01. 1973, in: ThStA/Rudolstadt, Kreisleitung der SED Rudolstadt Nr. 17313; Die Andere Geschichte, S. 36. 国家保安省にとって対処が必要とみなした人物、グループに対しては、「敵対的で否定的 (feindlich-negativ)」という形容が使用されている。Gill/

Schröter, a.a.O., S. 131 f.

- (54) 国家保安省が、国家に敵対的であるとした人物に対し、まず OPK (Operative Personen Kontrolle、作戦的個人監視) と呼ばれる調査活動を行い、様々な情報収集を行っていた。こうした情報収集に基づき OV が設定され、実行に移されていた。OPK や OV、IM を通じた国家保安省の活動の枠組みについては高津ドロテー「旧東ドイツのスパイ制度国家保安省の IM」『清水女学院短期大学研究紀要』11号、1993年、139～154頁も参照。なお、OV の訳語として高津は「作戦の実施」と訳出しているが、OV は作戦の実施を含む要注意人物に対する計画及びその方針を定めた文書のことを指す。そのため、本稿においては OV を「作戦実施計画」と翻訳している。
- (55) Die Andere Geschichte, S. 33.
- (56) ebenda, S. 42.
- (57) Zit. nach: ebenda, S. 50.
- (58) ebenda, S. 53. また、他のラント教会の事例ではあるが、BEK の基本方針として「異なる人々のための教会 (Kirche für Andere)」を提案したことにより国家に敵対的であるとみなされたハイノ・ファルッケという牧師は所属するザクセンラント教会によって移動させられている Neubert, a.a.O., S. 251-255.
- (59) Die Andere Geschichte, S. 58.
- (60) Neubert, a.a.O., S. 292.
- (61) 1970年に先述のミッツェンハイムに代わりテューリゲンラント教会代表司祭に選出される。また、69年から73年にかけて BEK 評議会議長を務めていた。一方で国家保安省の協力者であり、59年から IM として活動していたことも明らかになっている。
- (62) Zit. nach: Die Andere Geschichte, S. 62 f.
- (63) ebenda, S. 77-79.
- (64) ebenda, S. 86.
- (65) ebenda, S. 87.
- (66) ebenda, S. 93.
- (67) Winkler, a.a.O., S. 364 f.: ヴィンクラー、前掲訳書、348頁。
- (68) Maser, a.a.O., S. 116 f.
- (69) Neubert, a.a.O., S. 280-282.
- (70) SED und Kirche, Bd. 2, S. 335-338.
- (71) ebenda, S. 355 f.
- (72) 1979年1月に発表された教会問題担当官による1978年の分析においても「3月6日の会談は教会内部の明確化、社会主義的社会における教会の立

場についての問題、そして『社会主義の中の教会』の本質についての問題に更なる進展を与えるものであった」と説明されている。Maser, a.a.O., S. 27.

- (73) Gill/Schröter, a.a.O., S. 131.
- (74) ebenda, S. 132-140.
- (75) ebenda, S. 155.
- (76) ebenda, S. 156 f.
- (77) 80年代初頭に東ドイツ各地で展開された「自立的平和運動」の一つ。1980年11月9日にマゲデブルクで開催された「武器無しでの平和の創造 (Friedensschaffen ohne Waffen)」をモットーとした平和集会のシンボルマークとして提案された。翌年以降このマークを掲げた平和運動が東ドイツ各地で展開されていた。Pietzsch, a.a.O., S. 182, 195 f. イェナにおける行動はイェナの「平和共同体 (Friedensgemeinschaft)」によって開催され、「白いサークル」の行動にも影響を与えた。Manfred Gehrmann, Die Überwindung des »Eisernen Vorhangs«, Die Abwanderung aus der DDR in die BRD und nach West-Berlin als innerdeutsches Migranten-Netzwerk, Berlin 2009, S. 186 f.
- (78) ディートリッヒ・レムブケ (Dietrich Lembke) とその夫人であったモニカ・レムブケ (Monika Lembke) を中心として結成された出国運動のためのグループ。彼らは街頭での行動にあたり全員が何らかの「白い」服装をしていた。「白いサークル」は1983年の6月から7月にかけてイェナ中心部において沈黙円陣行動をとった。Gerbergasse 18, 2 (1996) 2, S. 13. 「白いサークル」の活動については、青木國彦「東独イェナの白いサークルによる沈黙円陣 (1983年) : CSCE マドリッド会議開幕を前に」『東京国際大学論叢』第50号、2014年も参照。
- (79) Die Andere Geschichte, S. 94 f., 356.1986年の時点でヤールは西ドイツへと出国し、スクリバは活動不能に追い込まれていた。Neubert/Auerbach, a.a.O., S. 180.
- (80) 1978年からブラックラインの後継としてテューリンゲンラント教会代表司祭を務める。また、86年から90年にかけて BEK の代表も務めている。前任の二人とは異なり、国家保安省とは一定の距離を置いていた人物であったため、「この新しい司祭と国家の立場について議論することは困難になった」と評価されている。Die Andere Geschichite, S. 229.
- (81) Katharina Lenski/Uwe Kulisch (Hrsg.), Zwischen Utopie und Resignation – vom Bleiben und Gehen: Jugendkultur in der DDR in den achtziger Jahren am Beispiel der Großveranstaltung “Jugend86” in Rudolstadt, Jena 2003, S. 90.
- (82) ebenda, S. 88.
- (83) Gerbergasse 18, 66(2013) 1 S. 8.

- (84) Zit. nach: Die Andere Geschichte, S. 132.
- (85) ebenda, S. 171.
- (86) Zit. nach: ebenda, S. 173 f.
- (87) ebenda, S. 174.
- (88) Hans-Joachim Veen/Peter Eisenferd/Hans Michael Kloth/Hubertus Knabe/
Peter Maser/Ehrhart Neubert, Lexikon : Opposition und Widerstand in der
SED-Diktatur, München 2000, S. 216.
- (89) Neubert, a.a.O., S. 685; DIE OFFENE ARBEIT : Vortrag auf dem 1.
Kirchentag von unten 1987 in Berlin, von Walter Schilling, in: Thüringer Archiv
für Zeitgeschichte. »Matthias Domaschk«, P-SA-K-05.17.
- (90) Veen, a.a.O., S. 210-212.